

標 題：

S I 単位系の導入について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 329

Date : 平成11年9月20日

関係船主・造船所各位

新計量法により本年10月1日より、その猶予期間がすべて終了し、国際単位系（略称S I 単位系：以下S I 単位系という。）の使用が義務づけられることになっております。幣会におきましては、既にご承知のとおり、鋼船規則ではここ数年間S I 単位系のみを使用して種々の規則を規定してまいりました。そこでS I 単位系の使用の義務化に合わせ、原則として、本年10月1日以降幣会が発行する証書、使用する検査申込書などには、下記のとおりS I 単位系を導入いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 「製造中／製造後の船級登録及び設備登録のための検査申込書」：
S I 単位系のみで記述された書式に変更致します。
- 「船級証書」及び「仮船級証書」ならびにその他の証書、証明書、承認書など：
原則としてS I 単位系で表記し、発行致します。
- 「Register of Ships」及びそのサブプリメント：
船級証書などの表記を順次取り入れて、印刷・発行いたします。
(本年度版は除く)

ただし、取引上S I 単位系に従えない場合は、申込書に記載された単位系に従い、証書、証明書、承認書を発行いたします。

本件に関してご不明な点は、本部企画室にお問い合わせ下さい。

企画室 TEL : 03-5226-2035

FAX : 03-5226-2030

以上

ClassNK

財団法人日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。